

地域脱炭素投資促進ファンドによる地域応援出資の実施に係る公募要領

令和3年6月1日

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

1. 地域応援出資の趣旨

地域脱炭素投資促進ファンドは、CO₂の排出抑制と地域経済の活性化に資する脱炭素化事業を出資対象としている。今般、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構(以下「機構」という。)は、特に地域活性化効果の高い事業を対象とし、2. に定める支援(地域応援出資)を実施するため、地域応援出資を希望する事業者の公募を行うものである。

2. 概要

地域脱炭素化出資事業に係る出資規程(平成25年7月8日 GF 規程第 18 号。以下「出資規程」という。)第4条に定める「対象事業の要件」を満たす事業のうち、同条第2号に掲げる要件(「事業を実施する地域の活性化に資すること」)に係る効果が特に高いものについて、出資規程第6条第2項第1号に定める要件(「機構の出資額が総出資額の2分の1未満であること」)は適用しないこととする。ただし、応募段階において、3. に掲げる両条件を満たすものに限る。

なお、出資規程については、http://greenfinance.jp/comp/pdf/gf_regulation_r2.pdfを参照のこと(以下同様)。

3. 地域応援出資の条件

(1) 「事業を実施する地域の活性化に資すること」に係る効果が特に高いことを示す条件として、以下のいずれかを満たすこと。

- ① 地方公共団体又は地方公共団体が出資する団体から当該事業への出資(又はそれに相当するもの)が見込まれること。
- ② 当該事業を行うため、地方公共団体が所有する施設、設備、土地等を賃貸その他の方法により利用することができると見込まれること。
- ③ 地方公共団体が定める条例、要綱、方針、計画その他これらに類するものにおいて、地域の活性化に資するものとして当該事業が定められている又は定められることが見込まれる事業であること。
- ④ 福島県において行われる、福島新エネ社会構想(平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定)に資する又は資することが見込まれる事業であること。

(2) 民間資金について、以下の条件を満たすこと。

- ① 当該地域の民間事業者(金融機関を含む。)から対象事業に対し総事業費の1/2以上の出融資(又はそれに相当するもの。ただし、(1)に掲げる条件について、③にのみ該当する事業の場合には、民間事業者(金融機関を含む。)からの出融資は当該事業の総事業費の2/3以上であること。)が見込まれること。

4. 地域応援出資の総額の上限等

(1) 地域応援出資の総額は10億円を上限とする。原則として、1件当たりの応募金額は6億円を上限とし、1事業者が6. の募集期間において応募できる件数は1件までとする。

(2) 審査の結果、応募金額を減額することを条件として出資決定を行う場合もある。

5. 応募資格

本公募の対象となる応募者は、原則として当該事業の運営に最大の責任をもつ事業者とする。

6. 募集期間

(1) 令和3年6月1日(火)～令和3年12月28日(火)

(2) 募集期間における申請案件については随時審査手続きを実施する。

(3) 8. に記載する「予備審査」を通過した申請案件の応募金額の総額が4. に定める上限に達した場合、募集は終了することとする。

- (4) 申請案件の辞退などにより予備審査を通過した申請案件の応募金額の総額が4. に定める上限を下回った場合、募集を再開することとする。

7. 応募書類の提出

- (1) 応募に必要な書類(以下「応募書類等」という。)は以下のとおり。なお、提出された応募書類等については、秘密保持に十分配慮し、審査等以外には無断で使用しない。

- ① 出資規程第7条第1項に基づく様式第1による申請書

※書式「地域脱炭素化事業基金による出資申請書」は以下のウェブアドレスからダウンロード可能。

http://greenfinance.jp/comp/pdf/gf_format.docx

- ② 出資規程第7条第2項各号に掲げる書類

- ③ 3. (1)及び(2)に掲げる条件を満たすものであることを示す根拠資料

- ④ 地方公共団体の出資推薦書

※書式「地域脱炭素化出資事業基金による出資推薦書」は以下のウェブアドレスからダウンロード可能。

http://greenfinance.jp/comp/recommend_r3.docx

- ⑤ 地域貢献にかかる説明資料

- (2) 提出に当たっての留意事項は以下のとおり。

- ① 応募書類等は機構に持参又は郵送で提出すること。

- ② 提出期限は令和3年12月28日(火)の17時まで(郵送の場合は令和3年12月28日(火)17時必着)。

- ③ 応募書類等に虚偽の記載、不備等がある場合は審査の対象とはならない。

- ④ 応募書類等の作成及び提出に要する一切の費用は応募者の負担とし、応募書類等の返却は行わない。

- ⑤ 機構は、審査を進める中で、(1)に掲げる書類の他、必要と認める書類の提出を応募者に対し求める場合がある。

8. 審査

以下に定めるところにより、出資規程に基づく適正な審査を行う。

- (1) **予備審査**…応募があった案件は、応募書類に基づき予備審査を行う。

(必要に応じ申請者と打ち合わせ等を実施し、事業性、政策効果等の観点より審査する。)

- (2) **本審査**…予備審査を通過したものは本審査に着手する。本審査に着手する場合、その旨を応募者に通知する。本審査においては外部アドバイザー(法律・技術等の専門家)を活用し審査を行う。

- (3) 出資決定に当たっては、外部専門家等により構成される委員会の意見を聴取した上で、これを行う。出資決定に至った場合、その旨を応募者に通知する。また、出資決定案件は機構のホームページにて公表を行う。なお、出資規程及び本公募要領に記載する条件をすべて満たしている場合であっても、審査の結果、出資決定を行わない場合があることに留意されたい。

9. スケジュール

- (1) 申請者の公募は、6. に定める期間において随時受付を行う。

- (2) 申請内容については、8. に定める手順に則り、個別に審査を行う。

- (3) 出資決定後、やむを得ない理由がある場合を除き、応募者は令和4年3月31日までに当機構との出資関連契約の締結を行うこととする。

以上